

対象地域の状況

印旛沼周辺



既存鉄道沿線



既成市街地（土屋地区）

既存広告物（北須賀）



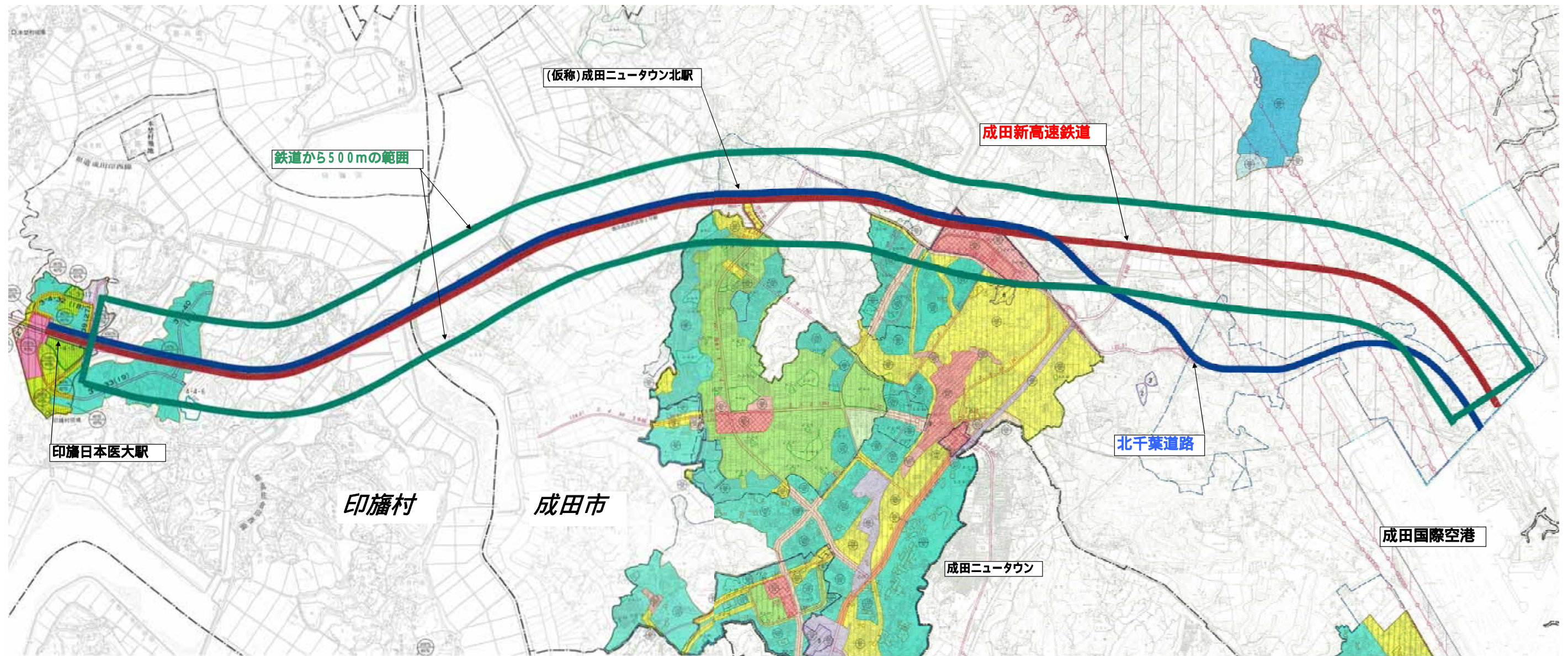
(3 0 0 m)



(5 0 0 m)



成田新高速鉄道沿線 屋外広告物規制区域(案)



成田新高速鉄道沿線 屋外広告物規制誘導方策（案）の概要（独立広告物）

- 1 禁止地域に指定
- 2 景観保全型広告整備地区に指定

	許可地域（現況）		禁止地域に指定	景観保全型広告整備地区
<p>独立広告物 (いわゆる 野立看板)</p>		<p>一表示面積 30㎡以下</p> <p>上端高さ 15m以下</p>	<p>掲示できない</p>	
<p>自家用広告物</p>		<p>一表示面積 30㎡以下</p> <p>上端高さ 15m以下</p>		<p>一表示面積 3㎡以下</p> <p>上端高さ 7m以下</p> <p>○印旛沼周辺や里山の自然など沿線の景観と調和を図る。 【色彩】 ・派手で際立った色彩とせず、周囲の景観との整合を図る。 【照明】 ・照明は、動光又は点滅を伴わないものとする。</p> <p>○ 自然景観の眺望との調和</p> <p>・自家用の独立広告は高さ 5m以内とする。 (市街化区域を除く)</p>
<p>道標</p>		<p>一表示面積 30㎡以下</p> <p>上端高さ 15m以下</p>		<p>一表示面積 2㎡以下</p> <p>上端高さ 3m以下</p> <p>(備考) 建築物に設置する場合 ・屋上に設置しない。 (市街化区域を除く)</p>